

愛知県公報

発行/愛知県 編集/総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

条 例

○国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例	第41号	(国民健康保険課)	3
○愛知県事務処理特例条例及び愛知県教育委員会事務処理特例条例の一部を改正する条例	第42号	(市町村課)	5
○職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	第43号	(人事課)	12
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	第44号	(同)	13
○愛知県がん対策推進条例の一部を改正する条例	第45号	(健康対策課)	13
○愛知県国営土地改良事業負担金等徴収条例及び愛知県県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例	第46号	(農地整備課)	14
○愛知県屋外広告物条例の一部を改正する条例	第47号	(公園緑地課)	15
○愛知県県営住宅条例の一部を改正する条例	第48号	(公営住宅課)	16
○愛知県建築基準条例の一部を改正する条例	第49号	(建築指導課)	17
○愛知県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	第50号	(病院事業庁管理課)	17
○愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部を改正する条例	第51号	(人事課)	17
○職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	第52号	(同)	18
○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	第53号	(同)	19

本号で公布された条例のあらまし

◇国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例 (条例第41号)

- 1 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律による国民健康保険法の一部改正に伴い、国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な事項を定めることとした。
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◇愛知県事務処理特例条例及び愛知県教育委員会事務処理特例条例の一部を改正する条例 (条例第42号)

- 1 老人福祉法に基づき老人居宅生活支援事業の開始の届出を受理する等の事務を東三河広域連合に移譲する等市町村等が処理することとする知事の権限に属する事務の追加等を行うこととした。
- 2 学校教育法に基づき市町村立専修学校の設置廃止及び目的の変更の認可をし、並びに認可をしない旨を通知する等の事務を大府市に移譲する等市が処理することとする教育委員会の権限に属する事務の追加を行うこととした。
- 3 この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

◇職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第43号)

- 1 一定の一般職の非常勤職員について、その子が2歳に達する日まで育児休業をすることができる場合を定めること等とした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

(介護納付金賦課被保険者数等割合)

第十三条 令第十一条第二項第二号ロの介護納付金賦課被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同条第五項第一号に掲げる数とする。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

愛知県事務処理特例条例及び愛知県教育委員会事務処理特例条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県条例第四十二号

愛知県事務処理特例条例及び愛知県教育委員会事務処理特例条例の一部を改正する条例

(愛知県事務処理特例条例の一部改正)

第一条 愛知県事務処理特例条例(平成十一年愛知県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二の二の項中「及び飛島村」を、「飛島村及び東栄町」に改める。

別表第三中「東海市」の下に「大府市」を加える。

別表第四の一の項中「大治町」の下に「飛島村」を加え、同表の三の項中「豊橋市」を「名古屋市、豊橋市」に改め、「春日井市」の下に「豊川市」を、「北名古屋市」の下に「弥富市」を、「大治町」の下に「飛島村」を加える。

別表第六の一の項中「岩倉市」を「大府市、岩倉市」に改め、同表中四十七の項を四十九の項とし、三十の項から四十六の項までを二項ずつ繰り下げ、同表の二十九の項(二)中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同項(二)中「第三条第九項」を「第三条第十二項」に改め、同項(七)中「第二十九条第二項」を「第二十九条第四項」に改め、同項(九)中「第三十条第二項」を「第三十条第三項」に改め、同項中「豊橋市」の下に「及び豊田市」を加え、同項を同表の三十一の項とし、同表中二十八の項を三十の項とし、同項の前に次の二項を加える。

二十九 介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下この項において「法」という。)健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百十条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の法(以下この項において「旧法」という。)及び介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下この項において「省令」という。)に基づき事務のうち、次に掲げるもの

(一) 法第七十条第一項の規定により法第四十一条第一項本文の指定を

東三河広域連
合

- すること。
- (二) 法第七十条第六項(法第七十条の二第四項及び第七十条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定により関係市町村長に通知し、意見を求めること。
 - (三) 法第七十条第七項(法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定により関係市町村長の求めに応じること。
 - (四) 法第七十条第八項(法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定により関係市町村長の意見を受けること。
 - (五) 法第七十条第九項(法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定により必要と認める条件を付すること。
 - (六) 法第七十条第十項(法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定により市町村長の求めに応じること。
 - (七) 法第七十条第十一項(法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定により必要と認める条件を付すること。
 - (八) 法第七十条の二第二項の規定により法第四十一条第一項本文の指定の更新をすること。
 - (九) 法第七十条の三第二項の規定により法第四十一条第一項本文の指定の変更をすること。
 - (十) 法第七十一条第一項ただし書の規定により別段の申出を受理すること。
 - (十一) 法第七十二条第一項ただし書の規定により別段の申出を受理すること。
 - (十二) 法第七十五条第一項の規定により事業所の名称等の変更又は事業の再開の届出を受理すること。
 - (十三) 法第七十五条第二項の規定により事業の廃止又は休止の届出を受理すること。
 - (十四) 法第七十六条第一項の規定により報告等を命じ、出頭を求め、又は職員に関係者に対して質問させ、若しくは事業所等に立ち入り、設備等を検査させること。
 - (十五) 法第七十六条の二第一項の規定により措置をとるべきことを勧告すること。
 - (十六) 法第七十六条の二第二項の規定により勧告に従わなかった旨を公表すること。
 - (十七) 法第七十六条の二第三項の規定により勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
 - (十八) 法第七十六条の二第四項の規定により命令をした旨を公示すること。
 - (十九) 法第七十六条の二第五項の規定により通知を受理すること。
 - (二十) 法第七十七条第一項の規定により法第四十一条第一項本文の指定を取り消し、又はその全部若しくは一部の効力を停止すること。
 - (二十一) 法第七十七条第二項の規定により通知を受理すること。
 - (二十二) (二)、(十三)及び(二十)に掲げる事務に伴い、法第七十八条の規定により指定居宅サービス事業者の名称等を公示すること。
 - (二十三) 法第八十六条第一項の規定により法第四十八条第一項第一号

- の指定をすること。
- (二十四) 法第八十六条第三項(法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定により関係市町村長に通知し、意見を求めること。
- (二十五) 法第八十六条の二第二項の規定により法第四十八条第一項第一号の指定の更新をすること。
- (二十六) 法第八十九条の規定により開設者の住所等の変更の届出を受理すること。
- (二十七) 法第九十条第一項の規定により報告等を命じ、出頭を求め、又は職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定介護老人福祉施設等に立ち入り、設備等を検査させること。
- (二十八) 法第九十一条の規定により指定の辞退を受けること。
- (二十九) 法第九十一条の二第一項の規定により措置をとるべきことを勧告すること。
- (三十) 法第九十一条の二第二項の規定により勧告に従わなかった旨を公表すること。
- (三十一) 法第九十一条の二第三項の規定により勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (三十二) 法第九十一条の二第四項の規定により命令をした旨を公示すること。
- (三十三) 法第九十一条の二第五項の規定により通知を受理すること。
- (三十四) 法第九十二条第一項の規定により法第四十八条第一項第一号の指定を取り消し、又はその全部若しくは一部の効力を停止すること。
- (三十五) 法第九十二条第二項の規定により通知を受理すること。
- (三十六) (二十三)、(二十八)及び(三十四)に掲げる事務に伴い、法第九十三条の規定により開設者の名称等を公示すること。
- (三十七) 法第九十四条第一項の規定により開設の許可をすること。
- (三十八) 法第九十四条第二項の規定により入所定員等の変更の許可をすること。
- (三十九) 法第九十四条第六項(法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定により関係市町村長に通知し、意見を求めること。
- (四十) 法第九十四条の二第一項の規定により開設の許可の更新をすること。
- (四十一) 法第九十五条各項の規定により介護老人保健施設を管理させる医師等の承認をすること。
- (四十二) 法第九十八条第一項第四号の規定により広告の許可をすること。
- (四十三) 法第九十九条第一項の規定により介護老人保健施設の開設者の住所等の変更又は再開の届出を受理すること。
- (四十四) 法第九十九条第二項の規定により介護老人保健施設の廃止又は休止の届出を受理すること。
- (四十五) 法第百条第一項の規定により報告等を命じ、出頭を求め、又

- は職員に介護老人保健施設の開設者等に対して質問させ、若しくは介護老人保健施設等に立ち入り、設備等を検査させること。
- (四十六) 法第百条第三項の規定により通知を受理すること。
- (四十七) 法第百一条の規定により介護老人保健施設の全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は修繕等を命ずること。
- (四十八) 法第百二条第一項の規定により管理者の変更を命ずること。
- (四十九) 法第百三条第一項の規定により措置をとるべきことを勧告すること。
- (五十) 法第百三条第二項の規定により勧告に従わなかった旨を公表すること。
- (五十一) 法第百三条第三項の規定により勧告に係る措置をとるべきこと又は業務の停止を命ずること。
- (五十二) 法第百三条第四項の規定により命令をした旨を公示すること。
- (五十三) 法第百三条第五項の規定により通知を受理すること。
- (五十四) 法第百四条第一項の規定により法第九十四条第一項の許可を取り消し、又はその全部若しくは一部の効力を停止すること。
- (五十五) 法第百四条第二項の規定により通知を受理すること。
- (五十六) (三十七)、(四十四) 及び (五十四) に掲げる事務に伴い、法第百四条の二の規定により開設者の名称等を公示すること。
- (五十七) 法第百五条において準用する医療法第九条第二項の規定により開設者の死亡等の届出を受理すること。
- (五十八) 法第百五条において準用する医療法第十五条第三項の規定によりエックス線装置を備えたとき等の届出を受理すること。
- (五十九) 法第百七条第一項の規定により開設の許可をすること。
- (六十) 法第百七条第二項の規定により入所定員等の変更の許可をすること。
- (六十一) 法第百七条第六項(法第百八条第四項において準用する場合を含む。)の規定により関係市町村長に通知し、意見を求めること。
- (六十二) 法第百八条第一項の規定により開設の許可の更新をすること。
- (六十三) 法第百九条各項の規定により介護医療院を管理させる医師等の承認をすること。
- (六十四) 法第百十二条第一項第四号の規定により広告の許可をすること。
- (六十五) 法第百十二条第一項の規定により介護医療院の開設者の住所等の変更又は再開の届出を受理すること。
- (六十六) 法第百十二条第二項の規定により介護医療院の廃止又は休止の届出を受理すること。
- (六十七) 法第百十四条の二第二項の規定により報告等を命じ、出頭を求め、又は職員に介護医療院の開設者等に対して質問させ、若しくは介護医療院等に立ち入り、設備等を検査させること。
- (六十八) 法第百十四条の二第三項の規定により通知を受理すること。
- (六十九) 法第百十四条の三の規定により介護医療院の全部若しくは一

- 部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は修繕等を命ずること。
- (七十) 法第百十四条の四第一項の規定により管理者の変更を命ずること。
- (七十一) 法第百十四条の五第一項の規定により措置をとるべきことを勧告すること。
- (七十二) 法第百十四条の五第二項の規定により勧告に従わなかった旨を公表すること。
- (七十三) 法第百十四条の五第三項の規定により勧告に係る措置をとるべきこと又は業務の停止を命ずること。
- (七十四) 法第百十四条の五第四項の規定により命令をした旨を公示すること。
- (七十五) 法第百十四条の五第五項の規定により通知を受理すること。
- (七十六) 法第百十四条の六第一項の規定により法第百七条第一項の許可を取り消し、又はその全部若しくは一部の効力を停止すること。
- (七十七) 法第百十四条の六第二項の規定により通知を受理すること。
- (七十八) (五十九)、(六十六) 及び (七十六) に掲げる事務に伴い、法第百十四条の七の規定により開設者の名称等を公示すること。
- (七十九) 法第百十四条の八において準用する医療法第九条第二項の規定により開設者の死亡等の届出を受理すること。
- (八十) 法第百十四条の八において準用する医療法第十五条第三項の規定によりエックス線装置を備えたとき等の届出を受理すること。
- (八十一) 法第百十五条の二第一項の規定により法第五十二条第一項本文の指定をすること。
- (八十二) 法第百十五条の二第四項(法第百十五条の十一において準用する法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定により関係市町村長の求めに応じること。
- (八十三) 法第百十五条の二第五項(法第百十五条の十一において準用する法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定により関係市町村長の意見を受けること。
- (八十四) 法第百十五条の二第六項(法第百十五条の十一において準用する法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定により必要と認める条件を付すること。
- (八十五) 法第百十五条の五第一項の規定により事業所の名称等の変更又は事業の再開の届出を受理すること。
- (八十六) 法第百十五条の五第二項の規定により事業の廃止又は休止の届出を受理すること。
- (八十七) 法第百十五条の七第一項の規定により報告等を命じ、出頭を求め、又は職員に関係者に対して質問させ、若しくは事業所等に立ち入り、設備等を検査させること。
- (八十八) 法第百十五条の八第一項の規定により措置をとるべきことを勧告すること。
- (八十九) 法第百十五条の八第二項の規定により勧告に従わなかった旨を公表すること。
- (九十) 法第百十五条の八第三項の規定により勧告に係る措置をとるべ

- まことを命ずること。
- (九十一) 法第百十五條の八第四項の規定により命令をした旨を公示すること。
- (九十二) 法第百十五條の八第五項の規定により通知を受理すること。
- (九十三) 法第百十五條の九第一項の規定により法第五十三條第一項本文の指定を取り消し、又はその全部若しくは一部の効力を停止すること。
- (九十四) 法第百十五條の九第二項の規定により通知を受理すること。
- (九十五) (八十二)、(八十六) 及び (九十二) に掲げる事務に伴い、法第百十五條の十の規定により指定介護予防サービス事業者の名称等を公示すること。
- (九十六) 法第百十五條の十一において準用する法第七十條の二第一項の規定により法第五十三條第一項本文の指定の更新をすること。
- (九十七) 法第百十五條の十一において準用する法第七十一條第一項ただし書の規定により別段の申出を受理すること。
- (九十八) 法第百十五條の十一において準用する法第七十二條第一項ただし書の規定により別段の申出を受理すること。
- (九十九) 旧法第七十二條第一項ただし書の規定により別段の申出を受理すること。
- (百) 旧法第七十條の二第一項の規定により旧法第四十八條第一項第三号の指定の更新をすること。
- (百一) 旧法第七十條の二第四項において準用する旧法第七十條第五項の規定により関係市町村長に通知し、意見を求めること。
- (百二) 旧法第七十八條第一項の規定により旧法第四十八條第一項第三号の指定の変更をすること。
- (百三) 旧法第九十一條の規定により開設者の住所等の変更の届出を受理すること。
- (百四) 旧法第九十二條第一項の規定により報告等を命じ、出頭を求め、又は職員に關係者に対して質問させ、若しくは指定介護療養型医療施設等に立ち入り、設備等を検査させること。
- (百五) 旧法第九十三條の規定により指定の辞退を受けること。
- (百六) 旧法第九十三條の二第一項の規定により措置をとるべきことを勧告すること。
- (百七) 旧法第九十三條の二第二項の規定により勧告に従わなかった旨を公表すること。
- (百八) 旧法第九十三條の二第三項の規定により勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (百九) 旧法第九十三條の二第四項の規定により命令をした旨を公示すること。
- (百十) 旧法第九十三條の二第五項の規定により通知を受理すること。
- (百十一) 旧法第九十四條第一項の規定により旧法第四十八條第一項第三号の指定を取り消し、又はその全部若しくは一部の効力を停止すること。
- (百十二) 旧法第九十四條第二項の規定により通知を受理すること。

(百十三) (百五) 及び (百十一) に掲げる事務に伴い、旧法第百十五
条の規定により開設者の名称等を公示すること。

(百十四) 省令第十七条の六第三号の規定により入居者である要介護者
と同居させることが必要であると認めること。

別表第六中二十七の項を二十八の項とし、二十二の項から二十六の項までを一項ずつ繰り下
げ、二十一の項の次に次の一項を加える。

二十二 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号。以下この項において
「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(一) 法第十四条の規定により老人居宅生活支援事業の開始の届出を受
理すること。

(二) 法第十四条の二の規定により老人居宅生活支援事業の変更の届出
を受理すること。

(三) 法第十四条の三の規定により老人居宅生活支援事業の廃止又は休
止の届出を受理すること。

(四) 法第十五条第二項の規定により老人デイサービスセンター等の設
置の届出を受理すること。

(五) 法第十五条第三項の規定により養護老人ホーム等の設置の届出を
受理すること。

(六) 法第十五条第四項の規定により養護老人ホーム等の設置の認可を
すること。

(七) 法第十五条の二第一項の規定により老人デイサービスセンター等
の変更の届出を受理すること。

(八) 法第十五条の二第二項の規定により養護老人ホーム等の変更の届
出を受理すること。

(九) 法第十六条第一項の規定により老人デイサービスセンター等の廃
止又は休止の届出を受理すること。

(十) 法第十六条第二項の規定により養護老人ホーム等の廃止、休止若
しくは入所定員の減少又は入所定員の増加の届出を受理すること。

(十一) 法第十六条第三項の規定により養護老人ホーム等の廃止、休止
若しくは入所定員の減少の時期又は入所定員の増加の認可をすること。
と。

(十二) 法第十八条第一項の規定により必要と認める事項の報告を求
め、又は職員に関係者に対して質問させ、若しくは事務所等に立ち入
り、設備等を検査させること。

(十三) 法第十八条第二項の規定により必要と認める事項の報告を求
め、又は職員に関係者に対して質問させ、若しくは施設に立ち入り、
設備等を検査させること。

(十四) 法第十八条の二第一項の規定により必要な措置を採るべきこと
を命ずること。

(十五) 法第十八条の二第二項の規定により事業の制限又は停止を命ず
ること。

(十六) 法第十八条の二第三項の規定により愛知県社会福祉審議会の意
見を聴くこと。

東三河広域連
合

- (十七) 法第十九条第一項の規定により施設の設備若しくは運営の改善若しくは事業の停止若しくは廃止を命じ、又は認可を取り消すこと。
- (十八) 法第十九条第二項の規定により愛知県社会福祉審議会の意見を聞くこと。

別表第九の二十一の項(十二)中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同項(十五)中「国が」を「国又は都道府県等が」に、「と協議」を「又は都道府県等と協議」に改め、同表の二十九の項中「東海市」の下に「大府市」を加える。

(愛知県教育委員会事務処理特例条例の一部改正)

第二条 愛知県教育委員会事務処理特例条例(平成十二年愛知県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

別表一の項中「稲沢市」の下に「大府市」を加える。

別表八の項中「及び岩倉市」を「半田市、岩倉市及び日進市」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十二日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県条例第四十三号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例(平成四年愛知県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号イ(2)中「において」を「及び第二条の四において」に、「まで」を「(同条の規定に該当する場合にあつては、二歳に達する日)まで」に改める。

第二条の三第二号中「この条」の下に「及び次条第一号」を加える。

第二条の四を第二条の五とし、第二条の三の次に次の一条を加える。

(育児休業法第二条第一項の条例で定める場合)

第二条の四 育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日(当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。

- 一 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日において育児休業をしてい